

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月31日

京都市長 松井孝治

京都市規則第78号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第5条の表社会福祉業務手当の款児童福祉センター児童相談所企画調整課に勤務する職

「

員の項中	保育士又は福祉施設指導員が児童虐待を受けた児童の一時保護業務（行動観察（入所に際して行うものに限る。）以外の業務にあっては、当該児童を他の児童から分離して行う必要がある場合に限る。）に従事したとき。	日額	1,000円	を
------	---	----	--------	---

」

「

保育士又は福祉施設指導員が児童虐待を受けた児童の一時保護業務（行動観察（入所に際して行うものに限る。）以外の業務にあっては、当該児童を他の児童から分離して行う必要がある場合に限る。）に従事したとき。	日額	1,000円	に改め、同表変則勤務
心理療法担当職員が児童虐待を受けた児童又はその保護者等に対する面接による相談、指導又は心理診断の業務に従事したとき。			

」

手当の款児童福祉センター児童相談所企画調整課に勤務する職員の項中「又は福祉施設指

導員」を「、福祉施設指導員又は心理療法担当職員」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)